

電気安全ビデオ「キュービル式高圧受電設備のすべて part II」
のテロップ（法令改正）の修正について

電気関係報告規則一部改正（平成 28 年 3 月 28 日経済産業省令第 40 号）があり、題記映像のテロップが修正となりますのでご報告いたします。

○映像箇所

「第 3 章 その他の設備対策等のポイント」

○修正の前後

修正前： 4 8 時間以内 ⇒ 修正後： 2 4 時間以内

（改正前のテロップの映像）

